

議案第 87 号

東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 28 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部
を改正する条例

東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成 8 年板橋区
条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「並びに東京都板橋区個人情報保護条例（平成 8 年板橋区条
令第 25 号）第 28 条並びに東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等
の取扱いに関する条例（平成 27 年板橋区条例第 56 号）第 28 条」を
「及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 10
5 条第 3 項において準用する同条第 1 項」に改める。

付 則

- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関
する法律（令和 3 年法律第 37 号）附則第 1 条第 7 号に掲げる規定（
同法第 51 条の規定に限る。）の施行の日から施行する。
- 2 東京都板橋区個人情報保護法施行条例（令和 4 年板橋区条例第 号）
付則第 2 条の規定による廃止前の東京都板橋区個人情報保護条例（平
成 8 年板橋区条例第 25 号）第 19 条第 1 項から第 3 項まで若しくは
第 20 条から第 22 条までの規定による請求又は東京都板橋区個人番
号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例の一部を改正する条例（
令和 4 年板橋区条例第 号）による改正前の東京都板橋区個人番号及
び特定個人情報等の取扱いに関する条例（平成 27 年板橋区条例第 5
6 号）第 18 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 20 条から第 22 条
までの規定による請求に係る処分又は不作為に対する審査請求の諮問

については、なお従前の例による。

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴い、審査会の設置に係る規定を改める必要がある。